

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:防衛省

| 24年度成立予算における政策評価体系図<br>【基本計画(23年3月策定)】  |  |
|---|--|
| 政策  |  |
| 施策(広義)  |  |
| 施策(狭義)  |  |
| <p>我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>・防衛力については、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくことが必要であり、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築</p> |  |
| 1. 実効的な抑止及び対処   |  |
| (1) 周辺海域の安全確保   |  |
| (2) 島嶼部に対する攻撃への対応   |  |
| (3) サイバー攻撃への対応  |  |
| (4) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応   |  |
| (5) 弾道ミサイル攻撃への対応  |  |
| (6) 複合事態への対応  |  |
| (7) 大規模・特殊災害等への対応   |  |
| (8) 不確実な将来情勢の変化への必要最小限の備え   |  |
| 2. アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化   |  |
| (1) 常時監視や訓練・演習等の各種活動  |  |
| (2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習  |  |
| (3) 人道支援・災害救援・能力構築支援等の非伝統的安全保障分野における協力  |  |
| 3. グローバルな安全保障環境の改善  |  |
| (1) 国際平和協力活動への積極的な取組  |  |
| (2) 能力構築支援、国際テロ対策、海上交通の安全確保、海洋秩序への積極的な取組  |  |
| (3) 気候変動・資源の制約が安全保障環境等に及ぼす影響の研究   |  |
| (4) 軍備管理・軍縮分野への協力   |  |
| 4. 体制整備に当たっての重視事項   |  |
| (1) 統合の強化   |  |
| (2) 国際平和協力活動への対応能力の強化   |  |
| (3) 情報機能の強化   |  |
| 5. 装備品等の取得改革等   |  |
| (1) 装備品等の整備   |  |
| (2) 装備品等の維持   |  |
| (3) 自衛隊施設の効率的な維持及び整備  |  |
| (4) 研究開発の推進   |  |
| (5) 防衛生産・技術基盤の維持・育成   |  |
| (6) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討  |  |
| (7) より一層の効果的かつ効率的な装備品等の取得の推進  |  |
| (8) 装備品等の運用基盤の充実  |  |
| 6. 人的資源の効果的な活用  |  |
| (1) 人材の育成・教育訓練  |  |
| (2) 人材の確保・人事施策の見直しを含む人事制度改革   |  |
| (3) 衛生機能の強化   |  |
| (4) 後方業務の合理化・効率化の推進   |  |
| (5) 安全保障問題に関する研究・教育の充実・強化   |  |
| 7. 関係機関や地域社会との協力の推進   |  |
| (1) 基地周辺対策の推進   |  |
| (2) 補償等の推進  |  |
| (3) 各種事態における関係機関や地域社会との連携   |  |
| 8. 戦略的な対話及び政策調整   |  |
| (1) 共通戦力目標・役割・任務・能力の検討等   |  |
| 9. 日米防衛協力の強化  |  |
| (1) 各種分野における協力の一層の推進  |  |
| (2) 日米防衛協力の深化   |  |
| 10. 在日米軍施設の整備等  |  |
| (1) 在日米軍施設の整備等  |  |

| 25年度概算要求における政策評価体系図<br>【基本計画(23年3月策定)】   |  | 政策評価調書番号 |
|--|--|----------|
| 政策   |  |          |
| 施策(広義)   |  |          |
| 施策(狭義)   |  |          |
| <p>我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> |  |          |
| 1. 実効的な抑止及び対処  |  |          |
| ※複合事態への対応のほか、本格的な侵略事態への備えを含む   |  |          |
| (1) 周辺海域の安全確保  |  | -        |
| (2) 島嶼部に対する攻撃への対応  |  | -        |
| (3) サイバー攻撃への対応   |  | -        |
| (4) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応  |  | -        |
| (5) 弾道ミサイル攻撃への対応   |  | -        |
| (6) 大規模・特殊災害等への対応  |  | -        |
| 2. アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化  |  |          |
| (1) 二国間・多国間における訓練・演習等の各種活動の適切な実施   |  | -        |
| (2) 二国間・多国間の安全保障対話、防衛協力・交流   |  | -        |
| (3) 非伝統的安全保障分野における実効的な協力推進、域内協力枠組みの構築、域内諸国の能力構築支援  |  | -        |
| 3. グローバルな安全保障環境の改善   |  |          |
| (1) 非伝統的安全保障分野における実効的な協力推進、域内協力枠組みの構築、域内諸国の能力構築支援(再掲)  |  | -        |
| (2) 国際平和協力活動への積極的な取組(国際平和協力センターにおける教育を含む)  |  | -        |
| (3) 軍備管理・軍縮分野、不拡散等の分野における諸活動への関与   |  | -        |
| (4) 海上交通の安全確保及び海洋秩序の維持のための取組の推進等   |  | -        |
| (5) 気候変動等が安全保障環境等に及ぼす影響の検討   |  | -        |
| 4. 自衛隊の体制の保持・整備  |  |          |
| (1) 自衛隊の体制整備(装備品等の整備)  |  | ①        |
| (2) 自衛隊の体制整備(装備品等の維持)  |  | ②        |
| (3) 統合の強化  |  | -        |
| (4) 国際平和協力活動への対応能力の強化  |  | -        |
| (5) 情報機能の強化  |  | -        |
| (6) 科学技術の発展への対応(研究開発の推進)   |  | ③        |
| 5. 人的資源の効果的な活用   |  |          |
| (1) 人材の確保・育成等(訓練基盤の充実・教育訓練の実施、防大改革の推進、安全保障問題に関する知的財基盤の充実を含む)   |  | ④        |
| (2) 衛生機能の強化(衛生基盤の整備を含む)  |  | ⑤        |
| (3) 人事施策(及び処遇制度全般)の見直しを含む人事制度改革  |  | -        |
| (4) 後方業務の合理化・効率化の推進  |  | -        |
| 6. 装備品等の取得改革等  |  |          |
| (1) 装備品等の運用基盤の充実   |  | -        |
| (2) 装備品等取得の一層の効率化  |  | -        |
| (3) 防衛生産・技術基盤の維持・育成  |  | -        |
| (4) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討   |  | -        |
| 7. 関係機関や地域社会との協力の推進  |  |          |
| (1) 防衛施設(在日米軍施設を除く)の維持及び整備   |  | ⑥        |
| (2) 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む)   |  | ⑦        |
| 8. 戦略的な対話及び政策調整  |  |          |
| (1) 共通戦力目標・役割・任務・能力の検討等  |  | -        |
| 9. 日米防衛協力の強化   |  |          |
| (1) 各種分野における協力の一層の推進   |  | -        |
| (2) 日米防衛協力の深化  |  | -        |
| 10. 在日米軍施設の整備等   |  |          |
| (1) 在日米軍施設の整備等   |  | ⑧        |

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること。  
 2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。  
 3. 24年度成立予算における政策評価体系図については、24年度成立予算に沿って実施する政策の評価に係る体系図を記載すること。また、体系図に記載されている根拠となるもの(24年度成立予算に対応する政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。  
 4. 25年度概算要求における政策評価体系図については、概算要求に沿って25年度において実施することが予定されている政策を記載すること。また、体系図に記載されている根拠となるもの(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、25年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。  
 5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。  
 6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。